エスト情報

産 廃 鼎 談

第2回 廃棄物事犯と警察の活動

【連載にあたって】

日本の資源循環法制は、総合的基幹法である環境基本法および分野別基幹法である循環型社会形成推進基本法の枠組 みのもとに制定されている個別法から構成されている。廃棄物・リサイクルをめぐる社会的状況には大きな変化があり、 個別法も適宜改正を受け、新法も制定されてきた。法制度それ自体は、拡充されてきたといえるだろう。

しかし、法律は社会の変化に遅れるのが宿命である。そこで、「産廃鼎談」と題するこの企画においては、廃棄物・ リサイクルに関する業務の第一線で活躍する方々をゲストにお招きし、それぞれのお立場から、現行法制に対するご意 見や資源循環についての将来展望をうかがうことにしようと考えている。ゲストのお相手は、北村喜宣(上智大学大学 院法学研究科長・教授)と佐藤泉(佐藤泉法律事務所・弁護士)がつとめる。



ユ・ビレッジ、2007年)、『廃棄物法制の 軌跡と課題』(信山社、2019年)等。

所属

著書として、『廃棄物処理法重点整理』 (TAC 出版、2006 年) 等

大学院で「犯罪学」、東京都立大学法学部で「刑事学」 の講義を担当している。

著書として「警察官のための刑事訴訟法講座」「警察官 のための刑法講座」(共に東京法令出版、2022年)。

【北村】 環境法のなかでも廃棄物処理法は、罰則の 厳格化がとりわけ顕著な法律です。16条が禁止す る不法投棄についてみれば、1970年の立法時には5 万円以下の罰金しか規定されていませんでしたが、 現在では、5年以下の懲役または1,000万円以下の 罰金となっています。違反抑止への立法者の強い意 思がみてとれます。廃棄物処理法の刑事的執行は、 極めて重要です。今回は、かつて警察庁の生活経済 対策管理官として廃棄物処理法違反事案の捜査指揮 をとっていらした津田隆好さんをお招きしてお話を うかがいます。

【佐藤】 津田さんは、東大法学部ご卒業後、警察庁 に入庁され、日本各地の警察本部で要職をお務めに なって、日本の刑事現場に精通されています。また、 警察官としての職務だけではなく、ニューヨーク州 立大学でも学ばれ、また現在は警察大学校警察政策

研究センター所長を務める傍ら、京都大学や上智大 学でも講師を務めていらっしゃいます。

このたびは、日本の警察実務、刑法及び刑事訴訟 法、及び今後の刑事政策について最も造詣の深い方 からお話を伺う機会をいただき、大変ありがたく存 じます。広い視野からのお考え、環境刑法の在り方、 廃棄物処理法への思いなども伺いたいと思います。

【津田】 警察政策研究センターの津田です。第二回 産廃鼎談にお招きいただきありがとうございました。 北村先生、佐藤先生には以前から大変お世話になっ ております。本日は様々な角度からお話をさせてい ただけるのを楽しみにしておりました。なお、本鼎 談中、意見にわたる部分は私の個人的な見解である ことを念のため申し添えさせていただきます。どう かよろしくお願いします。

第2回 廃棄物事犯と警察の活動

入庁のきっかけ、廃棄物処理法事案との関わり

【佐藤】 まず、警察庁にお入りになったきっかけ、 そして、廃棄物処理法事案とかかわった経緯を教え てください。

【津田】 もう30年以上前の話になりますが、国家 公務員試験に合格し、各省庁を訪問した際、霞が関 と地方の勤務を両方経験できる点を魅力に感じ、警 察庁に入りました。今まで、岩手、千葉、佐賀、京 都のほか、昨年2月まで鳥取県で警察本部長として 勤務していました。また、過去に廃棄物処理法事犯 捜査を担当する警察庁の課長相当職である、生活経 済対策管理官を経験したことから、これらの事案に 関心を持つようになり、4月から上智大学ロースク ールの環境刑法の講座を担当することとなっており ます。それ以外にも、早稲田大学のロースクールで は犯罪学、都立大の法学部では基本的な犯罪捜査全 般について授業を担当するなど、現在は警察政策研 究センター所長として対外的にお話をさせていただ くこともしております。今日はせっかくの機会です ので皆さんに知っていただければということで参加 させていただきました。

都道府県警と警察庁の関係

【北村】 具体的な事件捜査にあたって、東京都の警 視庁をはじめとする都道府県警察と国の警察庁の関 係はどのようになっていますか。警察は、日本の組 織の中で唯一といっていいほど分権改革の影響を受 けていない組織です。地方分権後の環境省と都道府 県庁の関係とは随分と違っていますね。47都道府 県すべて解釈が違いうるのが現在の行政ですが、警 察はそうではありません。全国統一的な捜査という 観点から、警察庁の指導力が強く分権的になってい ないというのは、現実にはかなり効果的なのでしょ うか。

【津田】 そうですね。原則は都道府県警察が捜査を 行っています。警察庁は通常、ノウハウを提供した り、数都道府県に関係する場合は調整を行ったりし ております。都道府県警は例えば産業廃棄物の様々 な関係の事案についても、調整事務を行う警察庁と 連携しながら事件捜査を行っているというのはあり

ます。

最近ですと、多数の県にまたがり、非常にたくさ んの方が被害にあった詐欺事案の捜査のような場合 は、警察庁が全国的な情報を分析して指導等するこ とができます。

特筆すべき点では、2022年4月から警察法が改 正され、サイバー捜査については国の直接の捜査が 行われるようになったことです。

【北村】 警察庁が直接の捜査権を持つのは、警察の 歴史の中では画期的ですね。

【津田】 従来通り、都道府県警察でも引き続きサイ バー捜査を行いますが、大きな問題の一つに国際的 なオペレーションがあります。サイバー犯罪はどこ で起こるか分かりませんし、様々な国に波及すると いうことで、ヨーロッパなどでは幾つかの国が協働 してオペレーションを行っていますが、日本の場合 は、今年の3月までは、例えば被害者が○○県にい るから○○県警が捜査を担当するとか、そういうレ ベルになってしまい、警察庁はあくまで調整機関と いう形でした。今後は、国際オペレーションの場合 は、警察庁の部隊が直接、外国の捜査機関とやりと りをするということになります。

【北村】 まさに国にしかできない事務で、部分的に は FBI みないなものですね。

【津田】 FBI 方式については、恐らく今までもいろ んな議論があり、古い話ですと、オウム真理教事件 のとき、もう少し国家が関与すべきではないかとい う議論があったように記憶しています。結局、警察 法を改正して対処はしましたけれども、国の直轄部 隊を置くまではしていません。今回、初めて国にサ イバー捜査の部隊を置くことになり、これは一つの 大きな改革というか、今後注目すべき点と思います。

ただ、産廃の事件捜査はもう少しローカルな感じ がいたしますね。

最近の環境事犯の傾向

【佐藤】 最近の刑事事件全般の傾向及び環境事犯の 傾向はどのようになっていますか。

【津田】 刑法犯認知件数については、平成15年の 285万件余りから一貫して減少しており、令和3年 は568,148件と前年に引き続き戦後最少を更新しま

した。他方、廃棄物事犯の検挙については、ここ数 年は横ばいで推移しております。

【北村】 廃棄物処理法に関しては、かつては相当数の不法投棄事案が検挙されていました。豊島事件とか、青森・岩手県境事件というのは、ある意味では牧歌的な事犯だったかもしれません。最近の傾向はどうなっていますか。故意犯が行う露見秘匿行為は、巧妙の度を増していますか。

【津田】 依然として潜在化・巧妙化の傾向にあるようです。例えば、神奈川県警は令和2年、中間処理業者が虚偽のマニフェストを作成して正規の処理を偽装し、産業廃棄物を下水道に直接投棄するという悪質な事件を検挙しております。

【佐藤】 広域事件はそれほどございませんか。

【津田】 最近はあまりないのではないかと聞いています。最近、熱海の土砂崩れの事件で問題になった盛り土の問題については、一昨年の静岡県警、それから、昨年から今年にかけて、山梨県警で検挙していますが、こういう事件は県をまたいで犯罪が行われているのかもしれません。

【北村】 青森・岩手の事件があったときに、都道府 県単位の条例で定めて越境移動を規制するようにな りました。その効果があらわれているのでしょうか。 【津田】 某県警担当者は効果があると言っておりま した。

【北村】 環境省は、都道府県を超える広域的な処理 の妨げになることを懸念しているようです。痛しか ゆしの面があるのでしょうね。

【佐藤】 産廃の処理料金は自由競争が基本ですが、 極端に処理料金が安いのはおかしい、という話も聞 きます。

厳罰化と効果

【北村】 潜在化や巧妙化の傾向は、廃棄物処理法の 厳罰化の成果と評価できるのでしょうか。

【津田】 おっしゃる面もあるかと思います。他方、 厳罰化の傾向が業界、特に故意に違法行為を行って いる業者にどれだけ効果があるか、疑問に思うこと もあります。例えば、マニフェストの虚偽記載につ いてはいわゆる「ビーフカツ事件」を契機に廃棄物 処理法が改正され、罰則が強化されましたが、先日 神奈川県警にマニフェストの虚偽記載で検挙された 被疑者は、法改正がなされたにも関わらず、以前と 同様に違法行為を行っていたようです。これらを見 ると、改正法の周知徹底等がもう少し必要であると いう気もします。

また、別の事例のお話をさせていただきますと、 某県で悪質な企業が数年前に廃棄物を捨て不法投棄 で最高裁までいって有罪になったのですが、当該企 業が原状回復をせずにそのままにしていたため、最 終的に県が行政代執行をしています。結局、措置命 令違反で県に告発され県警が逮捕するのですが、地 検は起訴しなかったようです。熱海の事件とは別に なりますが、その県内で無許可で盛り土をしたとい うことで、土砂埋立等規制条例違反で再逮捕され、 こちらは起訴されました。

【北村】 結局、条例違反ですと最大で懲役2年以下・罰金100万円以下にしかなりません。

【佐藤】 廃棄物処理法も他の法律もそうですが、 色々な事案が発生しそれに対処するために法律をど んどん厳しくしていく傾向にあります。契約書やマ ニフェスト等の文書管理は重要ですが、肝心な廃棄 物の減量、リユース・リサイクルの促進、優良業者 の選定など、本質的な判断がおろそかになりがちだ と思います。また、悪質業者への責任追及が難しい 点も課題だと思います。実際に不法投棄されて、悪 臭が発生し、国のお金を使って代執行しているのに、 不法行為を行った業者への民事・刑事責任追及が不 十分なのは、バランスが悪いですね。

【津田】 形式的なところでチェックされてはいますが、実質的に本当にこの業者は大丈夫かという点についてはおっしゃる通りかもしれませんね。 先程お話しした業者は、行政代執行の求償をされてもほんの少しだけ払って資産を隠しているのではないかと言われているようです。

、環境刑法の今後、組織犯罪への対応

【北村】 環境犯罪は、利潤目的の経済犯罪です。廃 棄物処理法を含む環境刑法の今後は、どのようになっていくのでしょうか。

【津田】 おっしゃるように、事件によってはかなり 儲かったものもあるようですので、彼らの不法収益

第2回 廃棄物事犯と警察の活動

をいかに剥奪するかがポイントかと思います。裁判 所においてより高額の罰金刑を科してもらうことは もちろん、国税当局との連携、組織犯罪処罰法の適 用による不法収益の剥奪等に一層取り組んでいくこ とが必要だと思います。

【北村】 組織犯罪処罰法の前提犯罪の一つとして、 廃棄物処理法のもとでの不法投棄がありますね。適 用例はそれほど沢山あるわけではないようです。

【津田】 警視庁に組織犯罪対策としてマネーロンダリング (=資金洗浄) 対策を担当する課ができたという報道がありましたが、鳥取県警も同様の部隊がありました。なかなか不正報酬益を発見できないこともありますし、発見できても剥奪に至るだけの証拠が集まらない場合も多いように思います。もちろん、各都道府県警察においては、様々な手法を組み合わせて、最終的に犯罪収益を得た者からそれらを剥奪できるよう努力しているところであります。大学の授業では、よく「選択と集中と連携」と説明をしています。行政と連携しつつ総合的に対処し、悪質な業者を排除することが出来ればと個人的には考えております。

【佐藤】 行政と警察が連携し、人材を育成し、かつ経験のある人を全国で活用することはとても大事ですね。せっかくある自治体に経験のある人がいても、他の自治体で活用できないのはもったいないです。ほかの人では出来ない仕事をされるのですから、報酬もきちんとお支払いして、人事的にも評価もされるようなシステムが必要だと思います。

【津田】 行政の方には産廃エキスパートという人は いらっしゃるのでしょうか。

【佐藤】 行政の担当者間で、自主的な勉強会を行っているグループはあります。また、環境省も廃棄物担当者向けの合宿研修会を主催しています。しかし、環境省も自治体も、担当者は異動が多いので、専門的な人材を育てるのは難しいようです。

、警察庁と環境省との連携

【佐藤】 警察庁と環境省との連携はどのようになっているのでしょうか。法改正だけではなく規制改革 関連通知など、廃棄物処理法の解釈の在り方について、環境省と警察庁は予め協議しているのでしょう か。環境省へは職員派遣もされていますね。

【津田】 おっしゃるとおり、環境省との人事交流を 行っております。彼らを通じ必要な情報共有などを 行っていると聞いております。

【北村】 自治体の廃棄物行政現場への OB を含む警察官の派遣・出向は継続しています。その効果はどうですか。行政にとってはありがたい人事ですが、警察にとってはどうなのでしょうか

【津田】 都道府県警察から知事部局等に派遣・出向している職員を通じて、廃棄物の不適正事案等について平素から情報共有を図っており、警察にとってもメリットはあると思います。また、悪質な事案については行政から告発や情報提供を受けて検挙していますが、彼らも貢献してくれているようです。

【北村】 警察はやはり悪い奴のことを一番よくご存じです。本筋ではないですが、立法提案といいますか、捜査現場のことを考えた立法というのも大事ですね。条文は行政が起案・調整しますが、捜査をしたことがあるわけではないために、リアリティを持って起案できないという面もあります。その結果、条文のほんの一文が現場の捜査に多大な影響を与える場合もありそうな気がします。廃棄物処理法ではないですが、密漁の捜査で、今は法改正されましたが漁業法にかつて「業として」という一文がありました。このため、反復継続してやったことを立証しないと検挙出来ないため捜査が長期にわたってしまうという例がありました。

【佐藤】 事件を立件できないから、すぐに法律を変えるのも難しいのでしょうね。

▼犯罪への対策、特殊詐欺の判例等

【津田】 犯罪を検挙することも重要ですが、一方で犯罪が起きないよう対策を打つことも重要と感じています。これは漁業の例ですが、青森県の野辺地漁港でドローンを飛ばして密漁を警戒するということが試行されております。養殖では、漁場を整備し、餌やりをしたりして苦労して育てた魚を持っていかれるわけですから、漁業関係者の方々は懲役10年位でもいいほどだと怒っていらっしゃるようでした。【北村】 やっていることは漁業権対象物の窃盗ですからね。

タ

【佐藤】 農林水産業はとても大事だと思います。

排出事業者責任、廃棄物該当性等

【佐藤】 廃棄物処理法の排出事業者責任内容につい て、警察の立場からはどうお考えでしょうか。建設 工事の場合には、元請けが排出事業者になっていま す。

【津田】 過去の検挙事例を見ると、下請け業者が違 法行為をするなんて思ってもみなかったという元請 けが多いようですが、場合によっては他の業者より 値段が安かったり、融通がきいたりといったことも あるのではないかと思われます。そういう意味で、 もう少し元請け業者の皆さんにも自らのこととして 慎重に考えていただければと思います。

【佐藤】 廃棄物処理業者の規制、特に欠格要件、連 鎖取消しに関してはどうお考えでしょうか。

【津田】 既存の規制については、行政の方で適切に 執行していただければと考えております。

【佐藤】 廃棄物該当性判断基準については、捜査担 当者のお立場からどうお考えでしょうか。

【津田】 捜査の際には、最高裁のいわゆる「おから 判例 | に基づき擬律判断を行っております。残念な がら捜査が不十分で無罪になった事件もありますが、 例えば先般宮城県警が検挙した鶏糞不法投棄事件の 捜査においては、最高裁判例に基づき緻密な捜査を 行い、適切に立件しているようです。

【佐藤】 有害使用済み機器の規制強化は、実効性が 上がっているでしょうか。既存の業者からは、外国 人のいわゆるヤード業者、不用品回収業者に対して、 行政及び警察は厳しさが足りない、という意見もあ ります。

【津田】 有害使用済み機器の届出違反の検挙につい ては今のところ把握しておりませんが、不用品回収 業者を検挙した事例としては、本年、愛知県警が不 用品回収費用を不正に得た悪質な業者を廃棄物処理 法違反などで摘発した件があります。警察の取締り に対しては厳しさが足りないというご指摘もあろう かと思いますが、悪質な業者につきましては、引き 続き関係行政機関と連携しつつ、厳正に取締りを行 って参りたいと考えております。

▼環境事犯への積極的な対応

【佐藤】 警察が見ている、守ってくれるというのは、 やはり国民にとって究極の安全です。特に環境問題 については、行政が第一義的には規制法を管轄し、 そして悪質な事件は警察が摘発するという、二つの セーフティーネットが環境法にとってはとても重要 です。同時に、昨今では建設業界、医師会など、排 出者側の業界団体が会員の教育をして民間もサポー トしています。

【津田】 産業廃棄物に関する事件は残念ながらまだ まだなくならないなと感じます。警察としては、他 の行政機関等と連携しつつ、暴力団が関与している 事件等悪質な事件を中心に摘発を進め、環境問題に 対してもしっかり取り組んでいく必要があるのでは ないかと考えております。

【北村】 ご丁寧な説明をいただき、産業廃棄物事犯 に対する理解が深まりました。捜査のお立場からの ご苦労も垣間みることができました。本日は、どう もありがとうございます。今後のご活躍を期待して おります。



一次回号も新たなゲストの方をお迎えいたします。